三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

上田市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年三月二日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

牛傍沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県多野郡神流町大字尾附の区域内の土地のうち次の一点から二十八点までを順次結んだ線及び一点と二十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°05′35.6096″	138°48′16.8192″
2	36°05′36.7734″	138°48′17.0828″
3	36°05′37.9697″	138°48′16.9281″
4	36°05′38.1478″	138°48′16.6475″
5	36°05′38.3469″	138°48′15.9285″
6	36°05′38.7683″	138°48′15.9901″
7	36°05′38.9398″	138°48′16.5570″
8	36°05′39.5565″	138°48′16.9377″
9	36°05′39.4358″	138°48′18.1904″
10	36°05′38.7143″	138°48′18.3198″
11	36°05′38.4978″	138°48′18.7572″
12	36°05′38.0802″	138°48′18.6961″
13	36°05′38.0403″	138°48′19.3186″
14	36°05′37.5264″	138°48′19.7415″
15	36°05′36.7073″	138°48′19.8427″
16	36°05′36.4472″	138°48′19.7215″
17	36°05′36.1272″	138°48′19.2448″
18	36°05′36.0205″	138°48′18.8195″
19	36°05′35.9407″	138°48′18.3724″
20	36°05′35.8646″	138°48′17.8059″
21	36°05′35.4757″	138°48′18.1781″
22	36°05′35.4850″	138°48′18.4939″
23	36°05′35.1846″	138°48′18.8333″
24	36°05′34.9756″	138°48′18.7142″
25	36°05′34.6290″	138°48′18.3866″
26	36°05′35.0734″	138°48′17.9445″
27	36°05′35.1284″	138°48′17.3781″
28	36°05′35.4592″	138°48′17.0620″

○国土交通省告示第三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

神大前沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡嬬恋村大字大前の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°30′46.8922″	138°30′52.4630″
2	36°30′47.2337″	138°30′52.8197″
3	36°30′47.7913″	138°30′53.5201″
4	36°30′48.0824″	138°30′54.3238″
5	36°30′48.7221″	138°30′54.1893″
6	36°30′48.8825″	138°30′55.2728″
7	36°30′49.0026″	138°30′55.0845″
8	36°30′49.1259″	138°30′55.0749″
9	36°30′49.1770″	138°30′55.2458″
10	36°30′49.2102″	138°30′55.2253″
11	36°30′48.3753″	138°30′56.3023″
12	36°30′47.3926″	138°30′56.5083″
13	36°30′46.7752″	138°30′56.0582″
14	36°30′46.5157″	138°30′55.6612″
15	36°30′46.5175″	138°30′55.5596″
16	36°30′46.1520″	138°30′55.4592″
17	36°30′46.2331″	138°30′54.9793″
18	36°30′46.2934″	138°30′54.5305″
19	36°30′46.3169″	138°30′54.1539″
20	36°30′46.3048″	138°30′53.9067″
21	36°30′46.2576″	138°30′53.7251″
22	36°30′46.6183″	138°30′53.0072″

○国土交通省告示第三百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

長井沢三・篠沢

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県吾妻郡長野原町大字大津の区域内の土地のうち、次の一点から八十四点までを順次結んだ線及び一点と八十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°33′24.5986″	138°36′51.0729″
2	36°33′24.7587″	138°36′51.1251″
3	36°33′25.0172″	138°36′51.5145″
4	36°33′25.3260″	138°36′52.0854″